

高齢者等へのごみ出し支援制度について

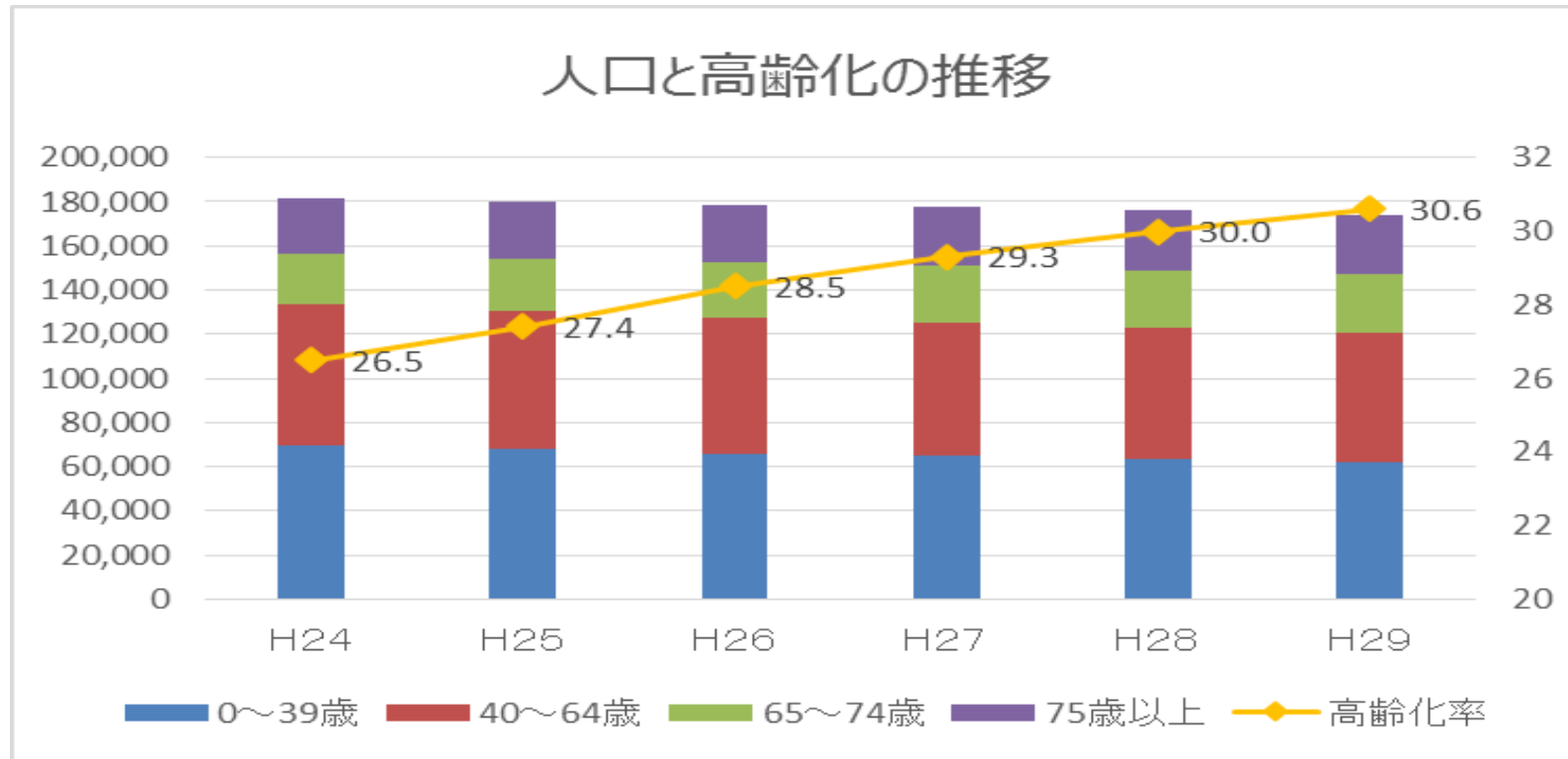


1. 高齢者の現状

出典：第7期弘前市介護保険事業計画（各年9月30日現在）

| 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 181,526 | 180,036 | 178,456 | 177,355 | 175,844 | 174,231 |
| 0～39歳 | 69,769 | 68,062 | 66,158 | 60,531 | 59,699 | 58,955 |
| 40～64歳 | 63,621 | 62,615 | 61,526 | 60,531 | 59,699 | 58,955 |
| 65～74歳 | 22,813 | 23,398 | 24,698 | 25,533 | 25,884 | 26,033 |
| 75歳以上 | 25,323 | 25,961 | 26,074 | 26,441 | 26,872 | 27,344 |
| 高齢化率 | 26.5 | 27.4 | 28.5 | 29.3 | 30.0 | 30.6 |

(人、%)



2. 高齢者のごみ出しを巡る課題

1. ごみ出しができなくなる。

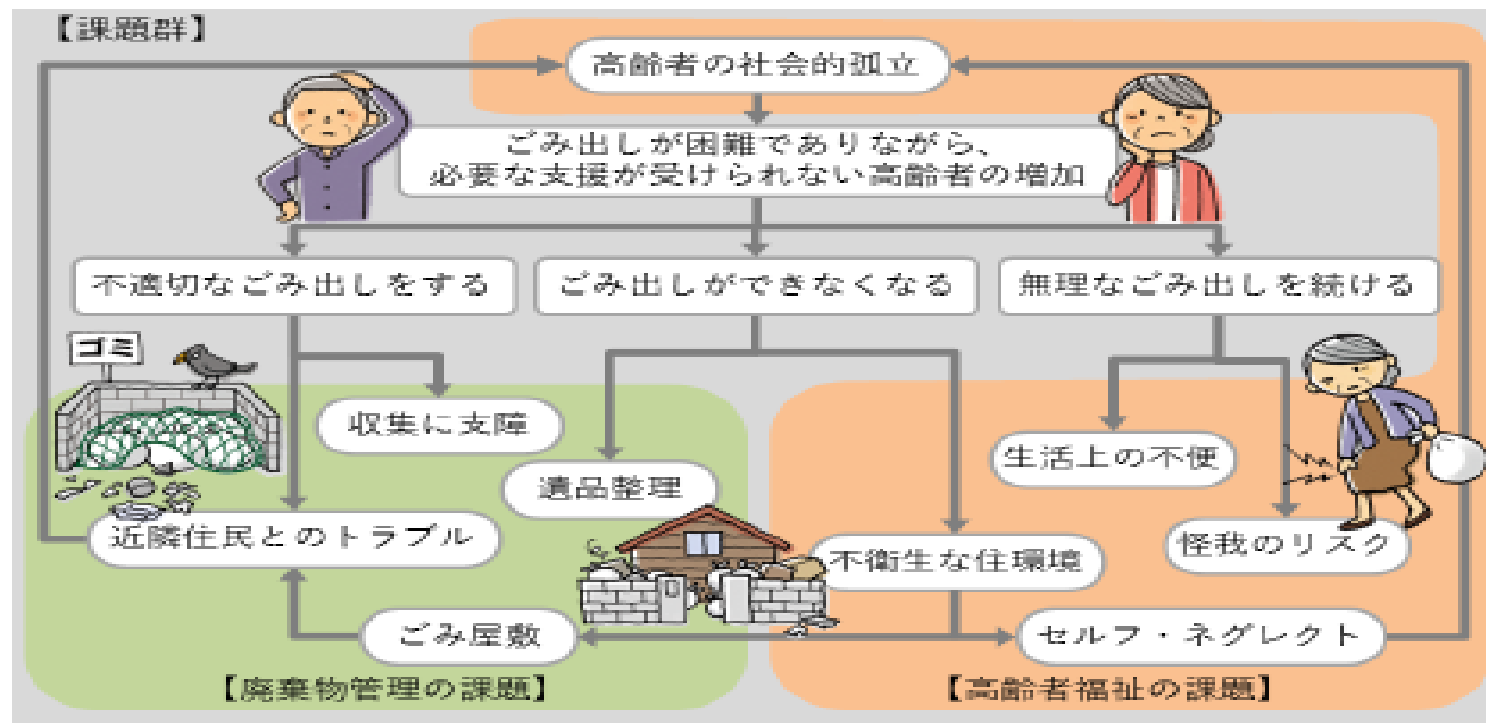
住環境が不衛生になり、ごみ屋敷に発展の恐れがある⇒社会的孤立を深め悪循環になる。

2. 不適切なごみ出しをする。

ヘルパーや家族にお願いしてもやむを得ず収集日以外に排出する恐れがある⇒ごみの収集・運搬に支障をきたしたり、近隣住民とのトラブルに繋がる可能性がある。

3. 無理にごみ出しを続ける。

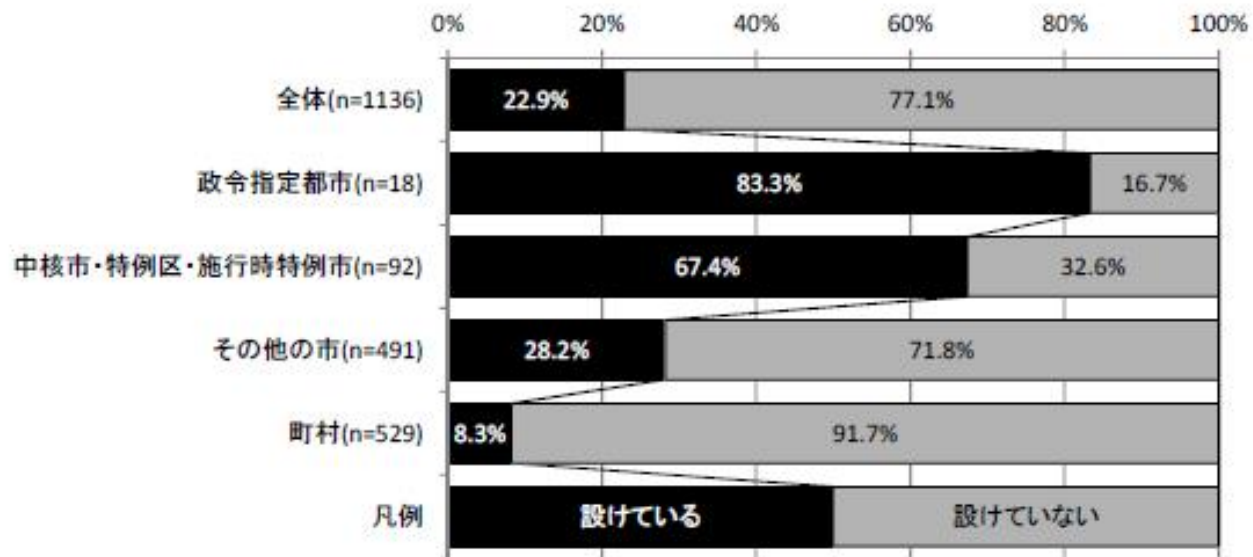
転倒や筋力の低下により怪我のリスクが高まる⇒自立歩行ができなくなったり、寝たきりになったりする。



3.ごみ出し支援の取組状況

| 県 | 市 | 人口 | 対象者数 |
|-----|-----|----------|---------|
| 青森県 | — | — | — |
| 秋田県 | — | — | — |
| 岩手県 | 盛岡市 | 294,091人 | 約300人 |
| 宮城県 | — | — | — |
| 山形県 | 山形市 | 249,058人 | 約450人 |
| 福島県 | 福島市 | 282,236人 | 約1,000人 |

東北人口10万人以上の実施状況



出典：国立環境研究所アンケート調査（回答のあった全国1,136自治体の実施状況）

4.ごみ出し支援のしくみ

ごみ出し支援とは

ごみ出しが困難になった高齢者に代わり、他の主体がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組み。誰がどこまで運ぶのかにより、様々な仕組みがある。

また、収集時に声掛けや異変があったときに、事前に登録した緊急連絡先に連絡することで最悪の事態の未然防止にもつながる。



出典：国立環境研究所、高齢者ごみ出し支援ガイドブック

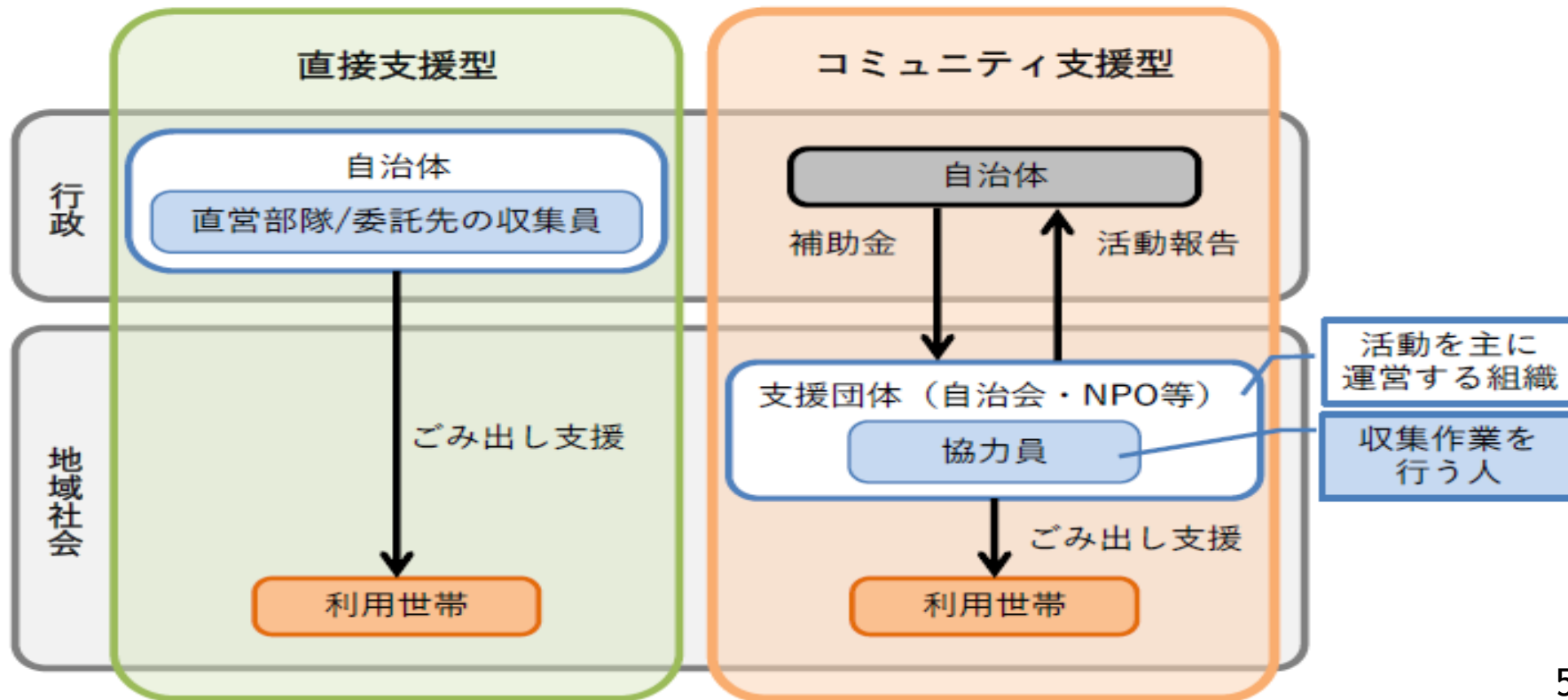
5.ごみ出し支援のタイプ

1. 直接支援型

自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集部隊または市町村に委託された事業者が、高齢者のごみを戸別に収集するタイプ。

2. コミュニティ支援型

自治会、NPO等の支援団体が運営・実施するごみ出し支援活動を、自治体が金銭的にバックアップするタイプ。通常は集積所までの運搬に限られる。



6. 利用者の範囲

1. 利用要件の設定での留意点

ごみ出し支援の対象者の範囲は、年齢、世帯構成、介護認定、障がい認定等の状況を要件としていることが多いが、どう設定するのが良いと一概に決めることは難しい。また、予算の制約から対象者を絞らざるを得ないことがある。

2. 支援する範囲を明確かつ柔軟に設定する。

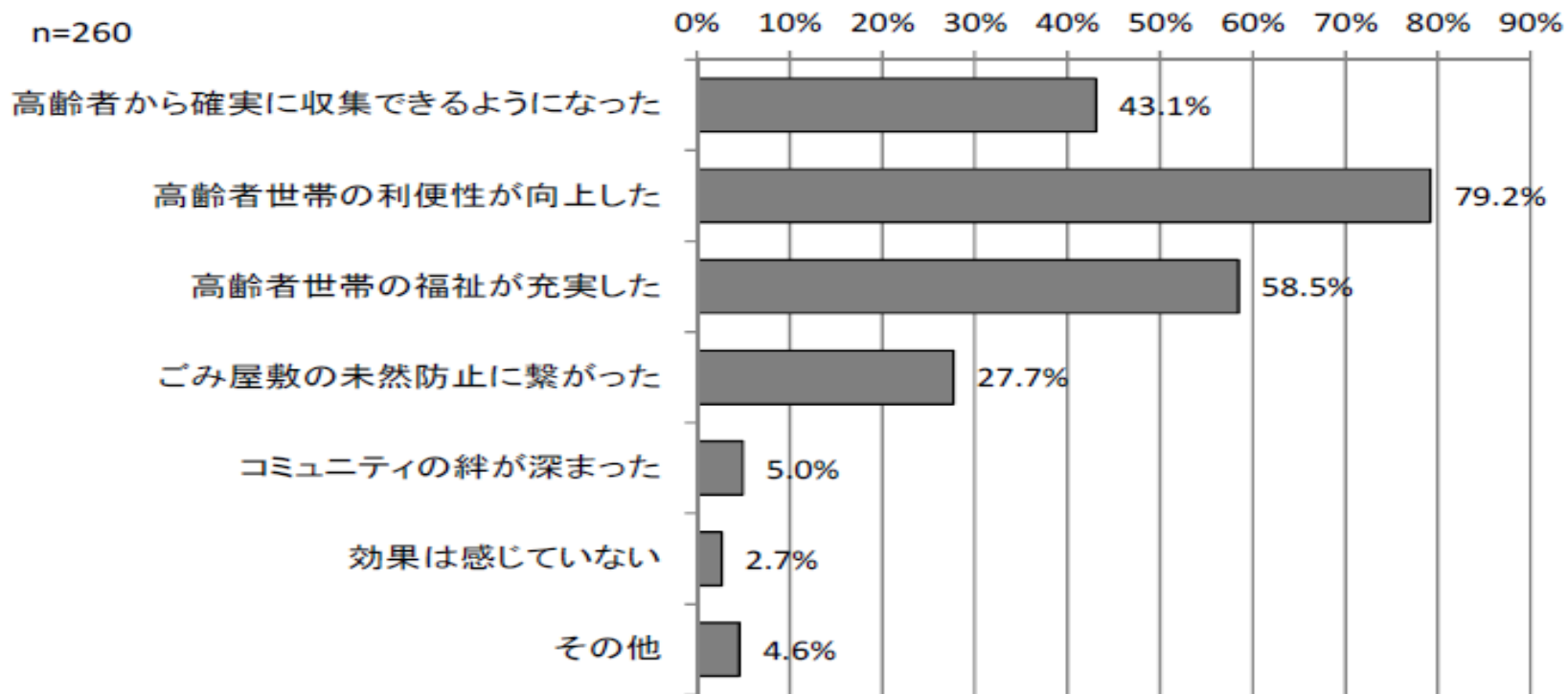
支援すべき範囲の取りこぼしがないようにすることも大切だが、明確にしようとするあまり一時的に支援が必要な人をもらさないように、特例を認めるような対応も必要。

| 自治体名 | 収集方法 | 人口 | 対象者数 | 要件 |
|------|-----------|------------|----------|--|
| 札幌市 | 直営 | 1,958,538人 | 約3,300世帯 | 自ら排出することが困難で要介護2以上又は障害福祉サービスの障害支援区分3以上。要支援1・2又は要介護2か、障害支援区分1・2で本人又は世帯内の誰かがサービスを利用している。 |
| 苫小牧市 | 直営 | 173,291人 | 約500人 | 要支援1以上。身体障害3級以上。療育手帳A。精神障害手帳1級。同居する人がいても上記の基準を満たす方。 |
| 盛岡市 | 直営 | 294,091人 | 約300人 | 自分でごみ集積場所までごみ出しができない世帯で高齢者、障がい者又はそれに順ずる世帯。 |
| 山形市 | 直営・コミュニティ | 249,058人 | 約450人 | 自ら集積所まで輩出することが困難で、親族等の協力が得られず、世帯全員が高齢者か障がい者。 |
| 福島市 | 直営 | 282,236人 | 約1,000人 | 高齢者（概ね65歳以上）又は障がい者のみで構成される世帯か単身世帯。その他、市長が必要であると認めるもの。 |
| 鎌倉市 | 直営 | 172,638人 | 約650人 | 介護のサービスを利用している高齢者のみの世帯。障害者手帳1級又は2級の交付を受けている障害者のみの世帯。以上に規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯。 |
| 宇治市 | 直営 | 189,136人 | 約400人 | 要介護1以上。身体障害者手帳2級以上。療育手帳A。精神障害者手帳1級。 |

7.ごみ出し支援の利点

自治体としての認識

実施自治体では当該支援制度の効果や利点は、「高齢者の利便性が向上79.2%」「高齢者世帯の福祉の充実58.5%」と多く、廃棄物施策としての意義である「高齢者から確実に収集できる43.1%」、「ごみ屋敷の未然防止に繋がった27.7%」よりも、高齢者福祉施策としての意義が高いと認識されていることが窺える。



8.ごみ出し支援を運用する上での課題

1. 利用者の増加による負担増・体制の見直し

制度を継続するために予算の確保、人員車両の増車等を検討しなければならない。

2. 利用者の不在連絡が徹底されない

事前に入院等の連絡がない。認知症などの理由で制度が理解できない、忘れてしまう人もいる。

3. 認定基準の難しさ

買い物や運転はできるがごみ出しができない、集積所が遠いので申し込む等、悪質なケースが増えている。要件に介護度を含んでいるがごみ出しについては考慮されていない部分があり、審査時に判断に苦慮する。

4. 分別が遵守されない

分別を守れない人もいるため、支援員が代わりに分別せざるを得ない。それが元で時間がかかったり、問題も発生している。

